

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
【求人受理時の事務費用】	1,000 円 手数料負担者は求人者とします
【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の $\underline{\underline{30\% \text{ (または 600,000 円) }}}$ のうち高い金額を適用。 手数料負担者は求人者とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の $\underline{\underline{30\% \text{ (または 600,000 円) }}}$ のうち高い金額を適用。 手数料負担者は求人者とします。
【職業紹介の付加サービス】 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の $\underline{\underline{30\% \text{ (または 600,000 円) }}}$ のうち高い金額を適用。 手数料負担者は求人者とします。
【特定の条件による特別の求職者の開拓やその為の調査・探索】	着手金 100,000 円 活動 1 日あたり 50,000 円 (または活動 1 時間あたり) 5,000 円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内

【就職を容易にするための求職者 に対する専門的な相談・助言】	定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>30% (または 600,000 円)</u> のうち高い金額を適用。 手数料負担者は求人者とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間 が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われ る賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されて いる額) の <u>30% (または 600,000 円)</u> のうち高い金額を適用。 手数料負担者は求人者とします。 着手金 10,000 円 相談・助言終了時 30,000 円 成功報酬 50,000 円 手数料負担者は関係雇用主とします。
---	--

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-308997

事業所の名称及び所在地 IT グループ株式会社

東京都新宿区西新宿 8-5-10 カメリアビル 2F